

令和8年度立木売払い契約書（案）

盛岡市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）とは、
立木（市有林産物）の売払いについて、次のとおり契約を締結する。

第1 発注者は、下記市有林の立木（以下「売買物件」という。）を受注者に売り渡し、受注者はこれを買受けた。

（1）売買物件の所在地

盛岡市藪川字外山39-4 大林山市有林

（2）売買物件の種類及び数量

市有林名	樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
大林山市有林	アカマツ		20 ～ 38	3	2.100
	カラマツ		14 ～ 48	1,002	670.220
	広葉樹		20 ～ 50	17	13.810
	計	1.78		1,022	686.130

第2 売買代金は_____円（消費税及び地方消費税を含む）とし、受注者は、発注者の発行する納入通知書により、発行の日から30日以内に発注者の指定する金融機関にこれを納入するものとする。

2 受注者が、前項の納入期限を経過しても売買代金を納入しないときは、当該未納代金に対して納入期限満了の日の翌日から納入の日までの日数につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を発注者に払うものとする。

ただし、受注者の申出により、発注者がやむを得ない特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

第3 この契約に係る受注者が発注者に納入すべき契約保証金は免除とする。

第4 売買物件の引渡しは、売買代金及び違約金（第2第2項の違約金を支払う必要がある場合に限る。）を完納した日から15日以内において、発注者の指定する日に、発注者の職員と受注者またはその代理人が立会いの上、売買物件の所在地において行うものとする。

2 受注者は、売買物件の引渡しを受けたときは、直ちに発注者に市有林産物受領証を提出するものとする。

3 発注者が指定した売買物件引渡しの日、受注者又はその代理人が立会わなかったときは、やむを得ない事情があると発注者が認めたときを除き、発注者が受注者に対して発する市有林産物引渡通知書による通知によって当該売買物件を引き渡したものとする。

4 第1項又は第3項の売買物件の引渡しをもって、その所有権は受注者に移転するものとする。

第5 受注者は、売買物件の引渡しを受けた後において、発注者に対し、売買物件の種類、数量及び形質等に関して一切異議を申し述べることができない。

第6 受注者は、売買物件の搬出が終了するまで、売買物件を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第7 受注者は、売買物件以外の立木、素材等を伐採又は損傷したときは、直ちに発注者に届け出て、その指示に従うものとする。

第8 売買物件の搬出期限は、契約締結の日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

2 受注者は、前項の搬出期限を延長しようとするときは、搬出期間満了前に、搬出期限延長申請書を発注者に提出し、発注者の承認を受けるものとする。

第9 売買物件を引渡してから搬出終了までの期間内に、天災その他の不可抗力により林内で売買物件に損害が生じたときは、発注者は一切の責任を負わないものとする。

第10 天災その他の不可抗力により売買物件を搬出することができない期間について、受注者が発注者に対してその理由を申し出て、発注者がこれを承認したときは、当該期間は搬出期間に算入しないものとする。

第11 受注者は、売買物件の搬出が終わったときは、すみやかに発注者に搬出終了届を提出し、発注者の行う跡地検査に立会うものとする。

第12 次の各号の一に該当するときは、発注者が除去を要求するものを除き、搬出未済物件はすべて発注者に帰属するものとする。

(1) 受注者が搬出終了届を提出したとき。

(2) 搬出期間が満了したとき。

第13 受注者は、売買物件の加工、搬出等のため、市有林に入林（受注者の代理人及び使用人の入林を含む。）するときは、あらかじめ発注者に届け出るものとする。

第14 受注者は、売買物件の加工、搬出等のため、市有林若しくは市の施設を使用し、又は市有林に特に施設を設置しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けるものとする。

2 受注者は、売買物件の搬出が終わったときは、発注者の指示により市有林及び市の施設を原状に回復し、並びに自己の設置した施設を撤去するものとする。

3 前項の場合において、市有林又は市の施設に損害を与えたときは、受注者は発注者の算定する金額を損害賠償として発注者に支払うものとする。

第15 火災その他により市有林又は市の施設に被害を生ずるおそれがある場合に、発注者が受注者に対して加工、搬出等の作業の中止を命じたときは、受注者は異議なくこれに従うものとする。

2 前項により受注者が作業を中止した日数は、搬出期間に算入しないものとする。

第16 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 受注者が、期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められる場合。

(2) 受注者から契約解除の申出があった場合。

(3) 受注者又はその代理人及び使用人が契約の履行について不正の行為をした場合。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を物品の仕入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(5) その他受注者又はその代理人及び使用人がこの契約に違反した場合。

第17 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者

3 受注者は、第1項の違約金を超えて発注者に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

4 発注者は、第17条の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

第18 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、

発注者、受注者で協議し決定するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

盛岡市内丸12番 2 号

発注者 盛 岡 市

盛岡市長 内 舘 茂

受注者